

社団法人 日本馬事協会 種馬登録規程

(第 7 版)

社団法人 日本馬事協会

社団法人 日本馬事協会種馬登録規程

制定 昭和51年4月8日（農林省指令51畜A第364号承認）

改正 平成元年4月1日（農林水産省指令元畜A第956号承認）

改正 平成7年5月25日（農林水産省指令7畜A第1334号承認）

改正 平成9年3月27日（農林水産省指令9畜A第695号承認）

改正 平成10年3月31日（農林水産省指令10畜A第750号承認）

改正 平成12年9月14日（農林水産省指令12畜A第2494号承認）

改正 平成15年3月28日（農林水産省指令14生畜第8219号承認）

（登録の目的）

第1条 社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、軽種馬（財団法人日本軽種馬登録協会登録規程（以下「軽登協登録規程」という。）に基づき、軽種馬として登録された馬をいう。以下同じ。）を除く馬の血統と個体識別を明確にし、繁殖成績を記録することによって馬の改良増殖を図るため、この規程により種馬登録を行う。

（登録する馬）

第2条 登録する馬は、軽種馬以外の馬であって社団法人日本馬事協会種馬登録規程事務細則（以下「細則」という。）に定める馬の品種とする。

（登録の区分）

第3条 登録は血統登録と繁殖登録とに区分し、当分の間、補助血統登録及び補助繁殖登録を併せ行うものとする。

2 血統登録及び補助血統登録とは、血統及び個体識別を明らかにする登録をいう。

3 繁殖登録及び補助繁殖登録とは、繁殖の用に供する馬の繁殖成績を明ら

かにする登録をいう。

(血統登録)

第4条 血統登録及び補助血統登録は、細則に定める様式の血統登録原簿に当該馬の登録番号、登録年月日、馬名、品種名、生年月日、性、毛色、特徴、血統、産地、所有者（国内産馬にあつては、生産者（馬の生産飼養のため必要な設備を有し、当該馬の生まれたときにその母馬を飼養していた者）を含む。）の住所氏名その他必要な事項を記載して行う。

(繁殖登録)

第5条 繁殖登録及び補助繁殖登録は、細則に定める様式の繁殖登録原簿に当該馬の登録番号、登録年月日、馬名、品種名、生年月日、性、毛色、特徴、血統、産地、所有者の住所氏名、当該馬の繁殖成績その他必要な事項を記載して行う。

(登録の申込みができる馬)

第6条 血統登録の申込みができる馬は、次の各号のいずれかに該当する馬とする。

(1) 国内産馬

- ア 繁殖登録又は補助繁殖登録された父母馬の間に生まれたもの
- イ 軽登協登録規程により繁殖登録された馬とこの規程により繁殖登録又は補助繁殖登録された馬との間に生まれたもの
- ウ 軽登協登録規程により繁殖登録された父母馬の間に生まれたもの
- エ 輸入された妊娠馬から生まれた当該妊娠に係る産駒（輸出国出国から輸入検疫終了までの間に生まれたものを含む。）で、母馬の出生国又は輸出国の血統登録機関により当該産駒の血統が明らかにされている

もの

(2) 輸入馬

出生国又は輸出国の血統登録機関により血統が明らかにされているもの

- 2 補助血統登録の申込みができる馬は、前項各号に該当しないが農業団体等によりその2代前までの血統が明らかにされているもの

第7条 繁殖登録の申込みができる馬は、次の各号のいずれかに該当する馬とする。

(1) 国内産馬

血統登録又は補助血統登録された馬であつて繁殖の用に供するもの（競馬法の規定に基づく登録を受けた馬にあつては、その登録を抹消されたものに限る。）

(2) 輸入馬

ア 出生国又は輸出国の血統登録機関により血統が明らかにされているものであつて繁殖の用に供するもの

イ 血統登録又は補助血統登録された馬であつて繁殖の用に供するもの（競馬法の規定に基づく登録を受けた馬にあつては、その登録を抹消されたものに限る。）

- 2 補助繁殖登録の申込みができる馬は、前項各号に該当しないが農業団体等によりその2代前までの血統が明らかにされているものであつて繁殖の用に供するもの

(登録申込みの手続)

第8条 登録を受けようとする馬の所有者は、細則に定める様式の登録申込

書に第15条第1項に定める登録料及び次に掲げる書類を添えて協会の会長に申込まなければならない。

(1) 血統登録及び補助血統登録

ア 第6条第1項第1号のア、イ及びウの馬にあつては、細則に定める様式の種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書及び母馬の種馬登録証明書

イ 第6条第1項第1号のエの馬にあつては、母馬の出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した当該母馬の血統登録証明書又は輸出証明書、当該産次に係る種付を証明する書類及び父馬の血統を証明する書類

ウ 第6条第1項第2号の馬にあつては、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書

エ 第6条第2項の馬にあつては、細則に定める様式の種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書及び協会が必要と認める血統を証明する書類

(2) 繁殖登録及び補助繁殖登録

ア 第7条第1項第1号の馬及び同項第2号のイの馬にあつては、血統登録又は補助血統登録に係る種馬登録証明書

イ 第7条第1項第2号のアの馬にあつては、出生国又は輸出国の血統登録機関が発行した血統登録証明書又は輸出証明書

ウ 第7条第2項の馬にあつては、協会が必要と認める血統を証明する書類

2 協会は、前項に掲げる書類のほか、登録上必要があると認めた書類の提出を求めることがある。

(登録申込みの期限)

第9条 登録の申込みは、それぞれ次の各号に掲げる期限までにしなければならない。

- (1) 国内産馬の血統登録及び補助血統登録は、原則として当歳の11月30日まで
- (2) 国内産馬及び輸入馬であつて協会の血統登録又は補助血統登録を受けた馬の繁殖登録又は補助繁殖登録は、原則として最初の種付時まで
- (3) 輸入馬（協会の血統登録又は補助血統登録を受けた馬を除く。）の登録は、原則として輸入検疫終了後3ヵ月以内

(登録する馬の審査)

第10条 登録する馬の審査は、登録審査委員が行う。

- 2 登録審査委員は、馬に関する学識経験者、馬に関する農業団体等の役員及び協会の役職員のうちから協会会長が委嘱又は任命する。
- 3 登録の審査は、定期審査と臨時審査とに区分する。
- 4 登録上必要があると認める場合は、再審査を行うことがある。

(登録審査費用の負担)

第11条 登録の審査に当たり、臨時審査、DNA型検査の検体採取、DNA型検査その他特別の事由がある場合は、その費用の全部又は一部を登録申込者の負担とすることがある。

- 2 すでに納められた前項の費用は返還しない。

(登録審査事項)

第12条 登録の審査は、第8条に掲げる書類についての審査、実馬につい

ての審査（細則に定める「実馬審査体型標準」による審査及び個体識別のための審査をいう。以下同じ。）、血統についての審査を行う。

ただし、受精卵移植によって生まれたもの及び協会が必要と認めるものについてはDNA型検査による親子関係の審査を行う。

（登録の要件）

第13条 登録を受けようとする馬が、次の各号のいずれかに該当する場合は登録を行わない。ただし、第6条第1項第1号のエの馬及び輸入馬にあつては、第1号は適用しないものとする。

- (1) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第4条に定める種畜証明書の交付を受けていない雄馬（法第4条第1項ただし書各号の雄馬の場合を除く。）に係る産駒
- (2) 一発情期間に異なる2頭以上の種雄馬の種付け（人工授精を含む。）を受けた雌馬に係る産駒（DNA型検査で親子関係が明らかにされたものを除く。）
- (3) DNA型検査で親子関係に異常が認められた馬
- (4) 血統に解明できない疑義のある馬
- (5) 実馬審査体型標準に著しく背馳する馬
- (6) 性別の明瞭でない馬
- (7) 繁殖登録又は補助繁殖登録の場合において去勢した馬又は卵巣を摘出した馬並びに遺伝的疾患を有する馬

（種馬登録証明書の交付）

第14条 協会は、登録したときは登録の種類ごとに細則に定める様式の種馬登録証明書を所有者に交付する。

(登録料及び手数料)

第15条 登録料及び手数料は、別表に定めるとおりとする。

2 すでに納められた登録料及び手数料は、返還しない。

(登録馬所有者の報告義務)

第16条 登録馬が、次の各号のいずれかに該当したときは、その所有者(所有権の移転があったときは、新旧所有者の双方とする。)は、30日以内に協会に書面をもってその旨を報告しなければならない。

(1) 登録馬につき、売買、贈与、相続等が行われ所有権が移転したとき。

(2) 登録馬の死亡、と殺又は殺処分があったとき。

(繁殖成績等の報告)

第17条 繁殖登録を受けた馬の所有者は、前条各号の場合のほか、毎年9月30日までに、細則に定める繁殖成績報告書を協会に提出しなければならない。

(種馬登録証明書の再交付又は書換え交付)

第18条 種馬登録証明書を紛失したため、再交付を受けようとするものは、細則に定める様式の申込書に第15条第1項に定める手数料を添えて協会の会長に申し込まなければならない。

2 種馬登録証明書を汚損又はき損したため書換え交付を受けようとするものは、細則に定める様式の申込書に第15条第1項に定める手数料及びその種馬登録証明書を添えて協会の会長に申し込まなければならない。

3 協会が、種馬登録証明書を再交付したときは、旧種馬登録証明書は再交付と同時にその効力を失う。

(登録の更正)

第19条 協会は、登録した馬について、その登録事項に錯誤を発見したときは、これを更正する。

(登録の拒絶又は取消)

第20条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を拒絶し、又は登録を取り消すものとする。

(1) 登録申込者が第11条に定める登録費用の負担、必要書類の提出、実馬についての審査及びDNA型検査を行う場合の検体の採取を拒んだとき

(2) 登録の申込みについて虚偽又は不正の行為のあったとき

(3) 登録した馬について、第6条、第7条及び第13条に規定する登録に係る要件を欠くことが判明したとき

2 前項各号のいずれかに該当した者又は第16条及び第17条の規定に違反した者が行うその後の登録申込みについては、その登録を行わないことができる。

(登録馬等の公示)

第21条 この規程により登録した馬は、種馬登録名簿に登載し、公示する。

2 登録馬につき次の各号の事由が生じたときは、種馬登録名簿に登載し、公示する。

(1) 登録を取り消したとき

(2) 登録事項の馬名、品種及び血統を更正したとき

(3) 種馬登録証明書を再交付したとき

(雑則)

第22条 協会は、この規程に定めるもののほか、登録業務に関し必要な事項について細則を定める。

- 2 協会は、前項の細則を定めたときは、生産局長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

付 則

- 1 この規程は、農林大臣の承認のあった日（昭和51年4月8日）から実施し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、北海道の輓曳馬及び長野県の小格馬以外の馬は、登録を行わないことができる。
- 3 ホクレン農業協同組合連合会、十勝農業協同組合連合会及び社団法人長野県種馬登録協会が法第32条の2に基づき、農林大臣の承認を受けて定めたそれぞれの登録規定により昭和51年3月31日までに登録した馬は、この規程により血統登録又は繁殖登録をしたものとみなす。
- 4 日本在来馬その他協会会長が必要と認めた馬の登録については、当分の間、第15条の登録料の規定は適用しないことができる。

付 則

この規程は、平成元年4月1日より適用する

付 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成7年5月25日）から適用する。
- 2 この規程の施行前に改正前の規程により交付された種馬登録証明書は、この規程により交付されたものとみなす。

- 3 この規程の別表の補助血統登録の登録料金は、平成8年4月1日から適用し、それまでの間は改正前の登録料金を適用する。

付 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成9年3月27日）から実施し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成10年3月31日）から実施し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成12年9月14日）から実施し、平成13年1月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、農林水産大臣の承認のあった日（平成15年3月28日）から実施し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に交付された種馬登録証明書については、なお従前の例による。

別表 (第15条関係)

登録料及び手数料の料金表

区 分		申 込 期 限		料 金	備 考
登 録	血 統 登 録	国 内 産 馬	当歳の11月30日まで	2,100 円	
			1歳の12月31日まで	5,250	
			2歳の1月1日以降	13,650	
		輸 入 馬	検疫終了後3ヵ月以内	6,300	
			検疫終了後3ヵ月を超えるもの	13,650	
		補 助 血 統 登 録		当歳の11月30日まで	5,250
1歳の12月31日まで	9,450				
2歳の1月1日以降	17,850				
料	繁 殖 馬	種 雄 馬	国内産馬	10,500	
			輸 入 馬	検疫終了後3ヶ月以内	21,000
		検疫終了後3ヵ月を超えるもの		63,000	
	登 録 雌 馬	種 雌 馬	国内産馬	5,250	
			輸 入 馬	検疫終了後3ヵ月以内	10,500
		検疫終了後3ヵ月を超えるもの		21,000	
手 数 料	登 録 証 明 書 再 交 付			21,000	
	登 録 証 明 書 書 換 交 付			2,100	

- 備考 1 補助繁殖登録馬の登録料金については、繁殖登録の料金を適用する。
 2 輸入馬であって血統登録又は補助血統登録を受けた後、繁殖登録を受ける場合の料金については、国内産馬の繁殖登録の料金を適用する。